

主な指摘事項【施設入所・生活介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	契約書について、以下の点を修正すること。今後については修正を行った契約書にて契約を締結すること。すでに契約を締結した利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。個別支援計画を「1年に1度定期的に見直す」とされているところ、少なくとも6ヶ月に1回以上当該計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う旨に修正すること。	1件
運営	契約支給量の報告等	利用に係る契約をした時及び契約内容に変更が生じた時は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること（契約内容報告書の提出）。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供を行った際は、利用者ごと、サービスの種類ごとに提供日、具体的な支援の内容その他必要な事項を記録すること。 サービスの提供の記録については、提供したサービスの種類ごとに、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得る必要があるため、すべての記録において適切に利用者からの確認を得ること。	2件
運営	個別支援計画の作成等	個別支援計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者 に面接して行い、当該記録において面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。 個別支援計画の原案の内容については、サービス管理責任者が利用者に説明を行い同意を得る必要があることから、説明者氏名や説明日・同意取得日を明記する等してその事実を明らかにすること。	2件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について追記し、当該追記に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 「緊急時等における対応方法」に関する事項の記載がないため追記すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	従業員の勤務体制について、職種の記載がないものが散見されたため、職種を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	1件
運営	夜勤職員配置体制加算	当該加算は、夜勤職員を3人以上（前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合）配置した場合に算定するが、夜間の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）に3人以上配置されていない日が見受けられたため、加算要件を満たしていない日については、当該加算額を返還すること。	1件